

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

〔定義〕

第二条

- 6 この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔告発、不起訴処分の報告〕

第七十四条 公正取引委員会は、第十二章〔犯則事件の調査等〕に規定する手続による調査により犯則の心証を得たときは、検事総長に告発しなければならない。

- 2 公正取引委員会は、前項に定めるもののほか、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。
- 3 前二項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、検事総長は、遅滞なく、法務大臣を経由して、その旨及びその理由を、文書をもつて内閣総理大臣に報告しなければならない。

〔私的独占、不当な取引制限、事業者団体の禁止行為違反の罪〕

第八十九条 次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者
- 二 第八条〔事業者団体の禁止行為〕第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの
- 2 前項の未遂罪は、罰する。

〔両罰規定〕

第九十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

- 一 第八十九条〔私的独占、不当な取引制限、事業者団体の禁止行為違反の罪〕 五億円以下の罰金

○ 刑法（抄）

（明治四十年四月二十四日法律第四十五号）

〔共同正犯〕

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。